

## 柱3 みんながその人らしく社会参加できる共生のまちづくり

### 目指す姿

- 一人一人の状況に応じ希望する場所で働き続けられるよう、就労支援体制を充実するとともに、工賃向上の取組を強化し、障害者が安心して働ける環境を目指します。  
【→施策1(70ページ)へ】
- 障害者が地域で豊かな生活を送るために、障害の種類や程度にかかわらず、その人らしく社会参加し、充実した余暇を過ごすことができる地域社会の実現を目指します。  
【→施策2(74ページ)へ】
- 市民の共生意識の醸成や福祉活動への参加促進により、障害の有無にかかわらず、互いを尊重し、ともに支え合う地域社会の実現を目指します。【→施策3(78ページ)へ】

### 施策体系

施策	取組
1 就労支援の充実 (重点)	1 一般就労及び職場定着の促進
	2 工賃向上の取組強化
2 社会参加の促進 (重点)	1 社会とつながる機会の充実
	2 交流・居場所づくりの促進
3 共生意識の醸成と 支え合いの地域づくり	1 共生意識の醸成
	2 協働による福祉活動の促進

## 施策Ⅰ 就労支援の充実(重点)

### これまで取り組んできたこと

---

- 障害者本人の希望とニーズに応じた就労を促進するため、障害者就業・生活支援センター<sup>24</sup>を始めとした関係機関の連携を通じて、就労支援体制の充実を図りました。就労希望及び在職中の障害者が登録する、障害者就業・生活支援センターの登録者数は増加しています。
- 主に法定雇用率未達成の企業を対象とした相談会や研修会等を通じて、障害理解促進や障害者雇用のノウハウ提供による一般就労の促進を図りました。また、ジョブコーチ<sup>25</sup>派遣事業による職場定着支援の充実に取り組みました。
- 工賃の向上を目指し、合同販売会やあ・えーるテラスでの販売を通じて、施設製品のPR等を実施しました。庁内に向けては、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進しています。

### 市民が望んでいることや国・県の動向

---

- 基礎調査結果によれば、現在働いていない、または就職活動中の障害者において、一般企業（障害者雇用を含む）への就労ニーズが高い状況です。
- 同じく基礎調査によれば、長期的に働くために必要なこととして、「職場の理解」や「体調にあった勤務体制」、「能力にあった、能力を生かせる仕事」が挙げられています。また、障害福祉関係団体ヒアリングにおいても、障害者の就労促進には、就労先での障害理解の促進や合理的配慮の提供、生活支援を含めた就労支援体制の強化が必要との意見が挙げられました。
- 障害者雇用促進法施行令（2023年3月改正）により、2024年度から、障害者雇用率が現在の2.3%から段階的に2.7%へ引上げとなります（国及び地方公共団体等は2.6%から3.0%へ引上げ）。企業や行政における障害者雇用のさらなる推進が求められます。
- また国では、短時間の就労や重度障害者等への就労支援に関する特別事業を開始するなど、障害者の多様なニーズに応じた就労支援を強化しています。
- 市内の障害者就労施設等における平均工賃額は、国や県の平均工賃額を下回っている状況が続いています。2021年度の全国平均は16,507円、千葉県平均は14,572円<sup>26</sup>に対し、柏市は11,756円となっています。

---

<sup>24</sup> 障害者就業・生活支援センター：障害者の職業的自立を実現するため、身近な地域で就職面の支援と生活面の支援を一体的に行う機関。

<sup>25</sup> ジョブコーチ：障害者が職場への適応を図れるように支援し、障害者の職場への適応を直接支援するだけでなく、事業主や同僚、家族への助言、障害の状況に応じた職務の調整や職場環境の改善等も行う。

<sup>26</sup> 厚生労働省「令和3年度工賃（賃金）の実績について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001042285.pdf>（2024年3月5日アクセス）

## 課題

1. 一般就労を促すには、就労を希望する障害者の多様なニーズに対応するため、障害者雇用に理解のある企業の拡大が求められています。また、就職した障害者が安定して働き続けるためには、障害者一人一人の状況や特性に応じた支援や企業の配慮が必要です。【→方針1へ】
2. 庁内外に向けた施設製品のPR等を通じて工賃向上に取り組んできましたが、市内の障害者就労施設等における工賃は国や県の平均額を下回っており、引き続き工賃向上が課題となっています。【→方針2へ】

## 方針

1. 一般企業における障害者雇用を促進するとともに、長期的かつ安定した就労を促進するため、就労する障害者と企業との相互理解が図れるよう、多様なニーズに応じた就労支援と、企業における障害理解促進の取組を強化します。【→取組1(72ページ)へ】
2. 障害者就労施設等において受注数の増加と安定的な受注が可能となるよう、受注業務や販路を拡大するための取組を強化し、工賃の向上を図ります。【→取組2(73ページ)へ】

## 数値目標

### 《評価指標(方針の達成度を測る指標)》

指標名	方向性	実績 (2022)	目標 (2024)	目標 (2025)	目標 (2026)
【方針1】就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した人数(人/年)	増加	58 (2021 <sup>27</sup> )	—	—	74
【方針1】市内就労定着支援事業所における就労定着率 <sup>28</sup> が7割以上の事業所の割合 <sup>29</sup> (%)	増加	13	—	—	25
【方針2】市内障害者就労施設等の平均工賃額(円)	増加	11,426	13,081	13,997	14,977

<sup>27</sup> 障害福祉計画の成果目標において、国が示す基準年度が2021年度であることから、例外的に2021年度の実績としている。

<sup>28</sup> 就労定着率:過去6年間に就労定着支援の利用を終了した人のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している人又は就労していた人の占める割合(障害福祉計画の定義と同じ)。

<sup>29</sup> 障害福祉計画における成果目標の考え方に基づいて、7割以上の事業所の割合を指標としている。

《参考指標（取組の成果や効果を測る指標）》

指標名	実績 (2022)	目標・見込		
		(2024)	(2025)	(2026)
就労移行支援事業の利用者数(人/月)	138	142	146	151
就労定着支援事業の利用者数(人/月)	58	61	64	67
就労継続支援事業(A型)の利用者数(人/月)	204	231	260	294
就労継続支援事業(B型)の利用者数(人/月)	563	591	621	652

## 取組

### 取組Ⅰ 一般就労及び職場定着の促進

障害者等の多様なニーズに対応するため、障害者就業・生活支援センター等を始めとした関係機関の連携を通じて障害者雇用を促進するとともに、ジョブコーチ派遣事業等を活用し、職場定着支援の強化に取り組めます。あわせて、相談会や研修会の開催等を通じて、企業における障害理解を促進します。

事業名(担当課)	事業内容
障害者就業・生活支援センター等との連携による就労相談事業 (障害福祉課)	障害者就業・生活支援センターを中核とし、さまざまな関係機関と連携しながら就労と福祉の一体的な相談体制を構築し、定着支援までの一貫した就労支援を提供する。
障害者等社会参加・就労支援事業 (障害福祉課)	障害者や手帳未取得者等が自立した生活が送れるよう、就労支援に関する必要な情報の提供及び助言、また本人の状況に応じた就労支援等を展開する。
ジョブコーチ派遣事業 (障害福祉課)	障害特性を踏まえ、障害者の職場適応を図るよう支援するとともに、事業主へ障害に配慮した指導や交流の方法の助言等を行うことで、障害者の職場定着を支援する。
行政による障害者雇用 (人事課)	チャレンジドオフィスを始め、障害者雇用の促進につながる就労機会の提供や、働きやすい環境の改善等に取り組む。
企業向け相談会の開催 (障害福祉課)	企業による法定雇用率達成に向け、民間企業等を対象にセミナーや説明会を開催し、啓発に取り組む。
支援者向け研修会の開催 (柏市自立支援協議会はたらく部会) (障害福祉課)	就労支援機関等を対象とした研修会を開催し、雇用や定着支援に関する課題の共有や意見交換を行う。

## 取組2 工賃向上の取組強化

受注数の増加と安定的な受注による就労継続支援事業所等における工賃向上を目指し、合同販売会の開催やあ・えーるテラスでの販売を通じて製品の販売を促進するとともに、障害者就労施設等の取組に関するハンドブックの作成・配布による受注業務の周知に取り組みます。また、庁内に向けては障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に取り組みます。

事業名(担当課)	事業内容
福祉施設による合同販売会の開催 (障害福祉課)	市内の障害福祉サービス事業所の工賃向上に向けて、事業所等で製作及び製造している作品販売を通じて工賃向上と障害理解の普及・啓発を図る。
障害者等社会参加コーディネート事業 (障害福祉課)	あ・えーるテラス(教育福祉会館内)における障害者就労施設等の製品販売を通じて、障害者等の社会参加を促進するとともに、製品のPRを行う。
《再掲》支援者向け研修会の開催 (柏市自立支援協議会はたらく部会) (障害福祉課)	就労支援機関等を対象とした研修会を開催し、工賃向上に向けた意見交換を行う。
千葉県障害者就労事業振興センターとの連携 (障害福祉課)	障害者就労施設等を支援する役割を担う千葉県障害者就労事業振興センターと連携し、販路拡大や事業所の抱える課題解決につなげる。
柏市障害者就労施設ハンドブックの作成 (障害福祉課)	市内の障害者就労施設等が提供する製品や役務等の情報を集約した冊子を作成し、関係機関に配布するとともに、PR動画を公開することで、障害者就労施設等の周知を図る。
柏市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針の策定 (障害福祉課)	障害者就労施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化するとともに、障害者の工賃水準の向上させるため、庁内における障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、需要の拡大を図る。

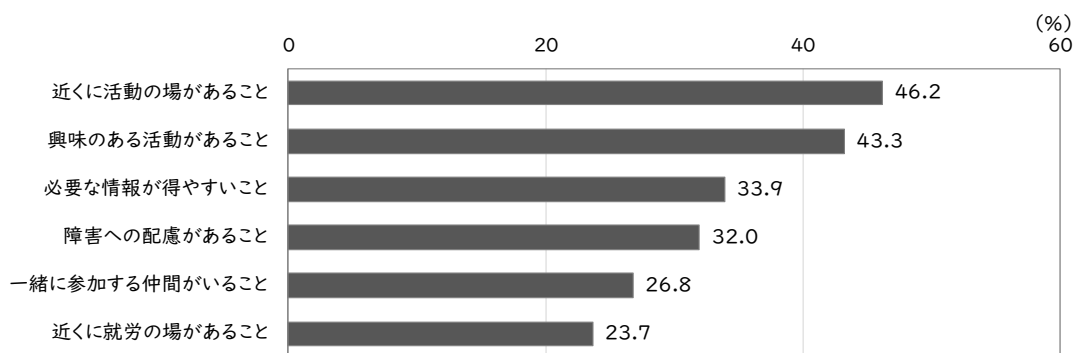
## 施策2 社会参加の促進(重点)

### これまで取り組んできたこと

- リニューアルした教育福祉会館に設置した障害者活動センターは、障害福祉に係る団体が活動する場として活用されており、利用件数は増加しています。一方で、団体構成員以外が参加できるような活動は少なく、交流や居場所づくりとしての機能は十分果たせていません。
- 同じく教育福祉会館に設置した「あ・えーるテラス」では、ワークショップやイベントの開催を通じて、さまざまな形での社会参加の機会を提供しており、利用者数は増加しています。
- 障害者がスポーツや文化芸術活動等に積極的に参加できるよう、誰もが気軽に参加できるスポーツやレクリエーションのイベント開催や、市民講座での合理的配慮の提供を行いました。

### 市民が望んでいることや国・県の動向

- 基礎調査結果によると、障害者の外出目的として「買い物」や「医療機関の受診」が大半を占めており、スポーツや文化芸術活動、その他の趣味などを目的とした外出は少ない状況がうかがえます。
- 同じく基礎調査結果によれば、参加したい活動として「その他趣味やサークル活動」や「音楽や絵画等の芸術活動(鑑賞も含む)」、「スポーツ活動(観戦も含む)」がそれぞれ2割台と、多様な社会参加や余暇活動の場が求められており、今後社会参加する、または社会参加を続けるために必要なこととして、「近くに活動の場があること」や「興味のある活動があること」が上位に挙げられました。



- 障害福祉関係団体ヒアリングでは、団体の活動へのボランティアや市民の参加を募ることが難しい状況であり、募集方法やイベントの内容などに工夫が必要との意見が挙げられました。
- 国では、文化芸術活動やスポーツ等の振興を通じて、障害者の生活と社会を豊かにする余暇の充実を図るとともに、障害者の自立と社会参加を促進することが求められています。

## 課題

1. 障害者の社会参加や余暇活動の促進を目指していますが、障害者の外出目的は買い物等の生活上必要な目的が大半です。地域において、障害者にとって参加しやすく、興味が持てる活動が求められています。【→方針1へ】
2. 障害者同士や市民との交流機会となり得るスポーツや文化芸術活動、その他の趣味などを目的とした外出は少なく、またそれらに参加したいとしている障害者も少ない状況です。また、障害福祉関係団体の活動においても、団体構成員以外との交流は希薄です。【→方針2へ】

## 方針

1. 一人一人の状況や希望に応じた社会参加及び余暇活動のきっかけとして、日常的に通いやすい身近な場所において、多様な社会参加の機会が得られるよう、充実を図ります。  
【→取組1(76ページ)へ】
2. スポーツや文化芸術活動、障害福祉関係団体の活動等を通じて、障害者同士や市民との交流機会を確保するとともに、障害者の居場所の創出を図ります。【→取組2(77ページ)へ】

## 数値目標

### 《評価指標(方針の達成度を測る指標)》

指標名	方向性	実績 (2022)	目標 (2024)	目標 (2025)	目標 (2026)
【方針1】スポーツや文化芸術、その他趣味のために外出する障害者の割合 <sup>30</sup> (%)	増加	28.6	—	33.6	—
【方針2】社会参加する、または社会参加を続けるために参加したい活動が特にならない障害者の割合 <sup>31</sup> (%)	減少	26.5	—	21.5	—

### 《参考指標(取組の成果や効果を測る指標)》

指標名	実績 (2022)	目標・見込		
		(2024)	(2025)	(2026)
障害者等社会参加コーディネート事業利用者が参加して実施したイベント等の件数(件/年)	23	27	29	31
障害者活動センター利用件数(件/年)	486	534	559	583
障害福祉関係団体が実施するイベント数(件/年)	43	42	42	42

<sup>30</sup> 障害者を対象としたアンケートで、「スポーツ活動(観戦も含む)」、「音楽や絵画等の芸術活動(鑑賞も含む)」、「その他の趣味やサークル活動」を外出の目的として回答した人の割合。

<sup>31</sup> 障害者を対象としたアンケートで、今後社会参加する、または社会参加を続けるとしたら、どんな活動に参加したいかを問われて「特にない」、「わからない」と回答した人の割合。

## 取組

### 取組Ⅰ 社会とつながる機会の充実

一人一人の状況や希望に応じた社会参加を促進するために、必要な支援の提供と合わせ、ワークショップやイベント等の開催を通じて、多様な社会参加の機会を提供します。

事業名(担当課)	事業内容
《再掲》障害者等社会参加・就労支援事業 (障害福祉課)	ひきこもりの人等の社会とのつながりが希薄な人へのアウトリーチ等を通じて、障害者等が社会参加するきっかけとなるような情報の提供や支援等を提供する。
《再掲》障害者等社会参加コーディネーター事業 (障害福祉課)	障害者手帳の未取得者やひきこもりの人等に対して社会参加の機会を提供するため、ワークショップやイベントの開催等を行う。
障害理解・啓発イベントの実施 (障害福祉課)	社会参加の機会を創出するため、障害者週間に合わせて市が実施する障害理解・啓発イベントに、障害者の参画を促す。
福祉喫茶コーナーの運営事業 (障害福祉課, 総務企画課, 公園緑地課)	教育福祉会館を始めとする公共施設において、障害者が就労・作業する福祉喫茶コーナーを設置することで、障害者の社会参加を促進するとともに、来館者との交流等を通じて市民の障害理解を深める。
《再掲》柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 (保健予防課, 障害福祉課)	精神障害者が地域の一員として安心して社会参加できるよう、障害福祉だけでなく、保健、医療等の関係者が参加する協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築する。また、障害者がピアサポーターとして活動できるよう社会参加する機会を提供する。



## 取組2 交流・居場所づくりの促進

障害者が気軽に安心して参加できるスポーツや文化芸術活動など余暇活動の機会を提供するとともに、障害者活動センターを始めとする各所で活動する障害福祉関係団体の活動を支援することで、障害者同士や市民との交流機会の提供や、障害者の居場所づくりに取り組みます。

事業名(担当課)	事業内容
柏市障がい者スポーツ推進連絡会 (スポーツ課, 障害福祉課)	障害の有無にかかわらず、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現を目指し、気軽にスポーツを楽しめる環境を整えるため、市及び関係団体で構成する連絡会を通じた情報交換や協働事業を展開し、活動状況の把握及び活動機会の創出を図る。
みんなで楽しむニュースポーツまつり (スポーツ課)	スポーツを通じて障害者と市民とが交流できるよう、柏市スポーツ推進委員協議会と連携し、誰もが気軽に楽しめるニュースポーツの体験機会を提供する。
「千葉県障害者スポーツ大会」への参加支援 (障害福祉課)	スポーツを通じた障害者の自立と社会参加の推進に向け、千葉県が実施する「千葉県障害者スポーツ大会」への参加を支援する。
障害者が各種講座等に安心して参加できる環境づくり (障害福祉課, 中央公民館)	社会福祉協議会と連携しながら、手話通訳者の派遣等により、市民講座に障害者が参加しやすくなるような合理的配慮を提供する。
障害者活動センター運営事業 (障害福祉課)	障害者やボランティア団体が自主的に活動する拠点としての機能とあわせ、団体に所属しない障害者や市民との交流を創出する機会を提供する。
障害福祉関係団体への支援・ネットワーク形成 (障害福祉課)	障害者やボランティア団体とのネットワークを形成し、市や団体が実施する事業を協働して推進するとともに、団体の活動が広がりを見せるよう支援する。
当事者団体・福祉団体活動助成 (障害福祉課, 社会福祉協議会)	障害福祉関係団体や福祉団体が実施する各種事業に対し助成を行い、事業の実施を支援する。

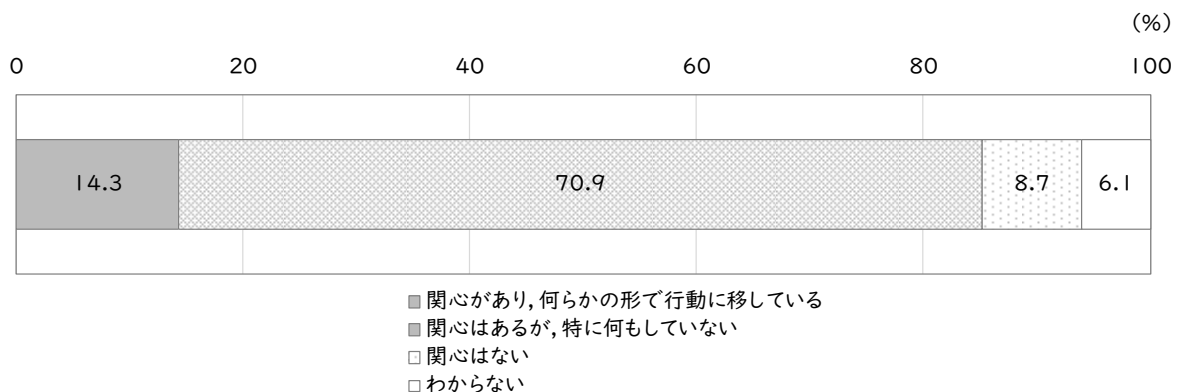
## 施策3 共生意識の醸成と支え合いの地域づくり

### これまで取り組んできたこと

- 障害理解・啓発のためのイベント開催や情報発信等を通じて市民の共生意識の醸成に取り組みました。2022年度に障害者週間にあわせ開催した障害理解・啓発イベントには、延べ115人が参加しました。また、2023年3月の「広報かしわ」では、1面に障害理解に関する特集を掲載し、市民への周知・啓発を行いました。
- リニューアルした教育福祉会館内に、障害者の就労機会の提供とあわせて、障害者と市民との交流を目的とした福祉喫茶コーナーを設置しました。2022年度には延べ19,365人が来店しています。
- 支え合いの地域づくりを進めるため、市民の福祉活動への参加促進を図っています。障害者支援ボランティア養成講座を年1回開催し、2022年度には20人の参加がありました。また、教育福祉会館を始め、さまざまな場所で障害福祉に関するボランティア団体が活動しています。

### 市民が望んでいることや国・県の動向

- 基礎調査結果によれば、全ての人が差別や偏見を持たずに暮らしていくために必要なこととして「学校での福祉教育」、「広報等での障害理解の啓発」、「地域との交流」が上位に入っています。
- 市民を対象とした基礎調査結果によると、障害者に対する偏見や差別は社会全体として「ある」と答えた人は8割を超えています。また、障害者と関わったことがない人は2割半ばとなっています。
- 同じく市民を対象とした基礎調査結果によると、障害福祉や障害者への市民の関心については、「関心があり、何らかの形で行動に移している」が1割半ば、「関心はあるが、特に何もしていない」が最も多く7割前半、「関心はない」と「わからない」が1割未満となっています。



## 課題

1. 障害理解・啓発の促進, 障害者と市民との交流機会づくりに取り組んできたものの, 障害者に対する差別や偏見があると感じている人は多く, また障害者と交流した経験がない人もいるなど, 取組の成果は十分ではありません。【→方針1へ】
2. 市民の福祉活動への参加を促してきましたが, 障害福祉等に関心があっても行動に移している市民は少ない状況です。【→方針2へ】

## 方針

1. 障害福祉に関する啓発活動や交流機会の充実により, 地域における共生意識のさらなる醸成を図ります。【→取組1(80ページ)へ】
2. 各種講座やボランティア体験の提供など, 市民への積極的な働きかけを通じて, 福祉活動への参加を促進するとともに, ボランティア団体の活動を支援します。【→取組2(81ページ)へ】

## 数値目標

### 《評価指標(方針の達成度を測る指標)》

指標名	方向性	実績 (2022)	目標 (2024)	目標 (2025)	目標 (2026)
【方針1】障害者に対する偏見や差別が社会全体としてあると思う市民の割合 <sup>32</sup> (%)	減少	81.0	—	76.0	—
【方針2】障害福祉や障害者に関心があり, 何らかの形で行動に移している市民の割合 <sup>33</sup> (%)	増加	14.3	—	19.3	—

### 《参考指標(取組の成果や効果を測る指標)》

指標名	実績 (2022)	目標・見込		
		(2024)	(2025)	(2026)
障害理解・啓発イベントの実施回数(件/年)	16	25	25	25

<sup>32</sup> 市民を対象としたアンケートで, 障害者に対する偏見や差別は社会全体としてあると思うかを問われて, 「あると思う」, 「少しはあると思う」と回答した人の割合。

<sup>33</sup> 市民を対象としたアンケートで, 障害福祉や障害者に関心があるかを問われて, 「関心があり, 何らかの形で行動に移している」と回答した人の割合。

## 取組

### 取組Ⅰ 共生意識の醸成

広報誌やパンフレット等の各種媒体を通じた情報発信や障害理解につながるイベント開催等、市民が障害福祉に接する機会を提供することで、障害理解を促進します。また、障害者と市民とが交流できるさまざまな機会を提供し、交流を通じた福祉教育の充実に取り組みます。

事業名(担当課)	事業内容
広報誌・パンフレットなどによる障害福祉に関する情報の提供 (障害福祉課)	市民の障害福祉に関する理解促進のため、広報誌や各種パンフレット、ホームページ等を通じて、障害福祉に関する情報を発信する。
《再掲》障害理解・啓発イベントの実施 (障害福祉課)	障害理解の促進に向け、障害者週間と合わせ実施する障害理解・啓発イベント等を関係団体と協働で実施する。
《再掲》福祉喫茶コーナーの運営事業 (障害福祉課, 総務企画課, 公園緑地課)	教育福祉会館を始めとする公共施設において、障害者が就労・作業する福祉喫茶コーナーを設置することで、障害者の社会参加を促進するとともに、来館者との交流等を通じて市民の障害理解を深める。
社会参加イベント開催事業 (社会福祉協議会, 福祉政策課)	教育福祉会館に設置した総合福祉センターを拠点とし、障害の有無や年代等の属性にかかわらず交流機会を提供する。
「福祉の心」作品展 (社会福祉協議会)	次世代を担う子どもたちに福祉への関心や理解を深めてもらう機会として、市内小中学生の作品を募集し、各種催事で展示する。
各学校における福祉教育の実施 (指導課・各学校)	互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養うため、総合的な学習の時間を始め、教科横断的に福祉の視点をもった授業展開を行う。

## 取組2 協働による福祉活動の促進

ボランティア講座の開催等により、市民の福祉活動への参加促進に取り組み、市民との協働を進めます。また、障害者を対象としたボランティア団体への支援とネットワーク形成にも引き続き取り組みます。

事業名(担当課)	事業内容
障害者支援ボランティア養成講座の開催 (社会福祉協議会, 保健予防課, 障害福祉課)	市民の福祉活動への参加を促進するため, さまざまなボランティア養成講座を開催する。
《再掲》地域出前講座の実施 (障害福祉課)	ボランティア活動の促進に向け, 民生委員を始めとする地域住民を対象とした障害福祉に関する講座を開催する。
夏季ボランティア体験(夏ボラのススメ) (社会福祉協議会)	青少年を対象に, 夏休みを利用したボランティア体験学習を実施するとともに, 夏季ボランティア体験学習の受入先を紹介する「夏ボラのススメ」を作成し, 周知と募集を図る。
福祉体験講座 (社会福祉協議会)	障害者やボランティア団体等の協力を得て, 小・中・高校生を対象に, 夏休み期間中を利用した福祉体験教室を実施する。
福祉体験への支援 (社会福祉協議会)	白杖や車いす, 手話体験等を企画した学校・企業等に対し, ボランティアや職員を派遣し, 体験学習支援を行う。
《再掲》障害福祉関係団体への支援・ネットワーク形成 (障害福祉課)	障害者やボランティア団体とのネットワークを形成し, 市や団体が実施する事業を協働して推進するとともに, 団体の活動が広がりを見せるよう支援する。
《再掲》障害者活動センター運営事業 (障害福祉課)	ボランティア団体の継続的な活動とボランティアの拡大を図るため, これら団体が自主的に活動する拠点を確保する。

## 柱4 みんなが健やかに成長できる共生のまちづくり

### 目指す姿

- 乳幼児期に、障害や発達に課題のある子どもとその家族が、早期に適切な支援につながり健やかに成長できる仕組みを作るとともに、共生社会の実現に向けて、地域のこども園・幼稚園・保育園及び事業所等で、個々の状態に応じた適切な支援を受けながら、他の子どもと共に成長できる体制の実現を目指します。【→施策1(83ページ)へ】
- 学齢期では、インクルーシブ教育システムのさらなる充実に向け、個別の教育的ニーズのある児童生徒が適切な支援を得ながら学ぶことができる多様な環境の整備や、障害の有無にかかわらず共に学ぶ機会の充実を図るとともに、放課後等にも健やかに成長できる環境の充実の実現を目指します。【→施策2(87ページ)へ】
- 乳幼児期から学齢期、学齢期から高校卒業後へと、年齢区分に応じたニーズに寄り添いながら、支援機関間で連携し、次のライフステージへと切れ目のない支援体制構築の実現を目指します。【→施策3(92ページ)へ】

### 施策体系

施策	取組
1 乳幼児期における支援の充実	1 障害の早期発見から健やかな成長のための療育支援の充実 2 こども園・幼稚園・保育園等、地域で適切な支援が受けられる体制の強化
2 学齢期における支援の充実	1 インクルーシブ教育システムの充実 2 放課後や休日における居場所の充実
3 切れ目のない支援体制の構築(重点)	1 本人や家族を対象としたライフステージで途切れない支援 2 支援機関間の連携強化による途切れない支援

## 施策Ⅰ 乳幼児期における支援の充実

### これまで取り組んできたこと

---

- 幼児健康診査時に全数面談を実施し、健診未受診者には個別に対応したほか、庁内外の関係部署・機関との連携などにより、障害の早期発見や情報共有に努めています。
- 市内の指定児童支援発達事業所が参加する児童発達支援事業所連絡会において、児童発達支援事業所間の連携を目的とした情報共有や研修会を実施し、支援の充実を図っています。また、さまざまな発達の状態に合わせた支援を行うため、官民の事業所がそれぞれの特色を生かして、通所や訪問などの支援に取り組んでいます。
- 民間事業所との連携等を通じて、保育所等訪問支援を希望する児童に対して積極的な支援を行っています。保育所等訪問支援を利用する児童数は年々増加しており、それに伴って保育所等訪問支援事業所数も増加しています。

### 市民が望んでいることや国・県の動向

---

- 基礎調査結果によれば、「発育・発達の遅れに悩む」、「就園・就学に不安がある」保護者は8割程度います。また、今後充実してほしい支援・サービスとして「発達支援の専門職による療育」の充実を希望する保護者が7割半ば、「保育園・幼稚園・認定こども園での専門的な支援」を希望する保護者が5割程度見られます。
- 同じく基礎調査結果によれば、「保護者の心身が疲れる」ことに悩んでいる保護者が4割前半います。また、委託相談支援事業所へのヒアリング調査によれば、保護者へのサポートや相談先の不足が指摘されています。
- 2023年度から、国における障害児支援はこども家庭庁に移管され、保育所と児童発達支援等の一体的な支援（インクルーシブ保育）など、子どもに関する政策を包括的に推進しています。
- 国は、児童発達支援センターが障害児支援において地域の中核的役割を担うよう、体制整備することを求めています。また、共生社会の実現に向けて、インクルージョン（地域社会への参加・包摂）をこれまで以上により一層推進していく上で、保育所等訪問支援等を積極的に活用しながら、保育所等における障害児の育ちの支援に協力するとともに、保育所等の障害児への支援力の向上を図り、個々の状況に合わせて併行通園や保育所等への移行を推進していくことが重要としています。

## 課題

1. 発達の遅れに合わせたさまざまな支援に取り組んでいますが、発達や就園・就学に不安がある保護者は多く、障害のある子どもや発達の気になる子どもへの継続した専門的な支援や、その家族へのサポートが求められています。【→方針1へ】
2. 保育所等訪問支援事業を活用した支援ニーズの増加に伴い、訪問する事業所によって支援内容や実施方法に差異が生じています。事業所間で内容や実施方法を統一・共有することで、地域で適切な支援が受けられる体制を整える必要があります。【→方針2へ】

## 方針

1. 障害や発達に課題のある子どもとその家族が取り残されることなく、早期に適切な支援を受けることができるよう、早期発見に取り組むとともに、専門性の高い職員・専門職が相談支援と療育支援の両面から、支援を提供できる体制を強化します。【→取組1(85ページ)へ】
2. 支援を要する子どもとその家族に対して、こども園・幼稚園・保育園及び事業所等が適切な支援を適切な方法で提供できるよう、児童発達支援センターが中心となって受け入れる施設側のスキルアップを図ります。【→取組2(86ページ)へ】

## 数値目標

### 《評価指標(方針の達成度を測る指標)》

指標名	方向性	実績 (2022)	目標 (2024)	目標 (2025)	目標 (2026)
【方針1】幼児健康診査からこども発達センターの支援につながった件数(件/年)	—	52	対象児童に適切な案内を行うこととし、目標件数は設定しない		
【方針2】障害児等療育支援事業(巡回支援)実施のべ件数(件/年)	増加	247	270	280	290

### 《参考指標(取組の成果や効果を測る指標)》

指標名	実績 (2022)	目標・見込		
		(2024)	(2025)	(2026)
幼児健康診査受診率 (1才6か月児/3歳児)(%)	94.6/93.2	100/100	100/100	100/100
児童発達支援利用者数(人/月)	624	736	869	1,025
保育所等訪問支援利用者数(人/月)	74	86	100	116
障害児相談支援利用者数(人/月)	176	188	202	216



## 取組

### 取組1 障害の早期発見から健やかな成長のための療育支援の充実

障害児や発達支援の必要な児童を早期に発見し支援につなぐため、幼児健康診査を始めとする母子保健事業を推進するとともに、支援が必要な児童や家族については、障害児支援の中核となる児童発達支援センターに速やかにつなぎ、センターが中心となって関係事業所と共に適切な支援を提供します。また、研修等の実施を通じて、児童やその家族への支援を提供する職員のさらなる資質向上に取り組めます。

事業名(担当課)	事業内容
幼児健康診査 (地域保健課)	子どもの発育や発達について、保護者と確認を行う。また、医師、歯科医師、保健師、歯科衛生士、栄養士、心理相談員等の専門職が育児、食事、歯科などの相談に対応する。
児童発達支援センターの設置 (障害福祉課, こども発達センター, キッズルーム)	地域における障害児支援の中核的役割 <sup>34</sup> を担う児童発達支援センターを設置しており、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の向上を図る。
外来療育相談支援(集団・個別)事業 (こども発達センター)	子どもの発達への不安や心配について、公認心理師や言語聴覚士等の専門職が相談に応じ、発達の見立てや助言等を行う。また、子どもの状態に応じて、専門職による個別又は小集団による療育を実施する。
発達相談 (こども発達センター)	母子保健と連携を図りながら、早期の段階から保護者の発達に関する相談に対応し、必要に応じて助言を提供し、こども発達センターなど専門的な療育につなぐ。
キッズルームの運営 (キッズルーム)	運動面に遅れがある、身体に麻痺がある、基本的な生活習慣に遅れがある、社会性に遅れがあるなど、さまざまな発達の遅れがある就学前の子どもに対して、集団生活の中で基本的な生活習慣や遊びの獲得、運動機能の向上、社会性を身につけるなどの発達を支援する。
児童発達支援事業所連絡会の運営 (柏市自立支援協議会こども部会) (キッズルーム)	市内で児童発達支援 <sup>35</sup> を提供する事業所の連絡会を開催し、情報共有等による連携強化を図るとともに、職員向けの研修会を実施し、地域における支援者の資質向上を図る。

<sup>34</sup> 中核的な役割を果たすための具体的な機能:①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能, ②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能(支援内容等の助言・援助機能), ③地域のインクルージョン推進の中核としての機能, ④地域の障害児の発達支援の入口としての機能。

<sup>35</sup> 児童発達支援:就学前の発達に不安や心配がある子どもに対して、集団や個別での支援を行うとともに、家族への相談支援を実施する。

## 取組2 こども園・幼稚園・保育園等, 地域で適切な支援が受けられる体制の強化

障害児等療育支援事業(巡回支援)等を通じてこども園・幼稚園・保育園等へ専門職員を派遣し, 発達に課題のある子どもや, 医療的ケア児を含む障害児等が在籍する園の職員のスキルアップに取り組むとともに, こども園・幼稚園・保育園等での集団保育を希望する子どもの安全・安心な受入環境を整備します。

事業名(担当課)	事業内容
障害児等療育支援事業(巡回支援) (こども発達センター)	発達の気になる子どもを抱えるこども園・幼稚園・保育園等を対象に, 公認心理師等の資格を持った巡回支援専門員が施設を訪問し, 職員に助言等を行い, 障害の理解や日々の保育等の取組に役立つよう支援する。また, 支援の一環として, 職員を対象に発達等に関する研修会も実施する。
保育所等訪問支援事業 (キッズルーム)	こども園・幼稚園・保育園等に通う障害児に対して, 定期的に訪問支援員が訪問し, 集団生活に適應できるように専門的な支援を提供する。また, その子どもに関わる職員に対して, 関わり方等を助言する。
障害の有無にかかわらず集団保育の実施 (保育運営課)	障害児や発達等に心配のある子どもに対し, 個々の状態に応じた必要な支援を提供するため, 安全な環境の確保に配慮しながら保育を行う。
医療的ケア児の保育 (保育運営課)	医療的ケアを要する児童が保育園等において医療的ケアなど適切な支援を受けられるよう関係機関と連携の上, 安全・安心に受け入れられる体制を整備し, 個々の状況に応じた保育を行う。
こども園・保育園に対する公開療育・研修会等の開催 (キッズルーム)	市内のこども園や保育園等の職員に対して, キッズルーム(児童発達支援)の療育場面を公開し, 体験型の研修を実施するほか, 発達の気になる子どもへの関わり方の助言を提供する。
私立幼稚園等運営費等補助金 (保育運営課)	私立幼稚園又は協会等を運営する法人等に対し, 幼稚園教育の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るために補助金を交付する。
特定教育・保育施設等運営費等補助金 (保育運営課)	私立保育所, 認定こども園及び小規模保育所に対し, 教育・保育環境の整備を図り, 教育・保育の充実に資するために補助金を交付する。

## 施策2 学齢期における支援の充実

### これまで取り組んできたこと

---

- 子ども一人一人にとって就学後の適切な学びの場を相談する就学相談の充実や、市内小中学校の特別支援学級数(2021年度:178教室→2022年度:194教室)及び通級指導教室数(2021年度:15教室→2022年度:19教室)の増加により、個に応じた多様な学びの場を提供できるようになってきています。
- 支援を必要とする児童生徒個々人の状況に応じた支援を行うため、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成を行っています。2022年度で作成件数は1,433件となっており、特別支援学級及び通級指導教室に通う児童生徒のうち、9割程度で作成されています。
- また、特別支援学級の増加に伴い、各校からの要請もあり、児童生徒一人一人のニーズや特性に応じた教育の充実に向け、教職員に対する特別支援教育に関する研修も行っています。
- 放課後や休日等支援のニーズに対応するため、放課後等デイサービス<sup>36</sup>やこどもルーム等支援の場の確保に取り組んでいます。放課後等デイサービスの利用者数(2021年度:972人→2022年度:1,117人)及びこどもルームを利用する障害児(2021年度:161人→2022年度:204人)は増加しています。

### 市民が望んでいることや国・県の動向

---

- 基礎調査結果によれば、学校生活で困った、困っていることの上位3つは「友達ができづらい」、「先生の障害への理解が足りない」、「長期休暇の時の支援」であり、多様なニーズがあることがわかります。
- 委託相談支援事業所へのヒアリング調査によれば、放課後等デイサービスの増加に伴う支援の質の維持が課題として挙げられています。
- 国では、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム<sup>37</sup>の構築を推進しています。同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であると考えています。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」の環境整備の充実を進めています。

---

<sup>36</sup> 放課後等デイサービス:小・中・高校生の障害児に対して、放課後や休日、夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行う。

<sup>37</sup> インクルーシブ教育システム:障害者も積極的に社会参加・貢献できる社会を作るため、障害のある子どももない子どもも共に学ぶことを推進するための仕組みのこと。

- また、特別支援学校と小・中学校等との間、また、特別支援学級と通常の学級との間でそれぞれ行われる交流及び共同学習は、共生社会の形成に向けて、障害のある児童生徒等にとっても、障害のない児童生徒等にとっても、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育むことができる教育活動として、その実施を推進しています。
- こども家庭庁では、さまざまなニーズや特性を持つ子どもや若者が各々のニーズに応じた居場所を持てるよう、放課後等デイサービスを含め、子どもの居場所づくりに関する調査審議を進めています。

## 課題

---

1. インクルーシブ教育システムのさらなる充実に向け、全ての教員の特別支援教育に関する専門性向上を目指し、研修だけで終わることのないような支援体制を確立するとともに、交流及び共同学習の目的や内容、実施方法について、十分な理解やより効果的な実施が必要です。また、一人一人の教育的ニーズに合わせた指導・支援を行うために、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用する必要があります。【→方針1へ】
2. 利用者数が増加している放課後等デイサービスは、需要増に応じたサービスの質の担保が課題となっています。また、放課後等支援を含め、学校外において必要な支援が得られるような環境整備が求められています。【→方針2へ】

## 方針

---

1. 児童生徒一人一人の教育的ニーズや特性に応じた教育の充実に目指し、支援内容や方法等についての知識・専門性を向上させるとともに、各校の校内支援体制構築のため、各学校に対する巡回相談の充実に図ります。また、交流及び共同学習については、一人一人の実態や目標に応じて、計画的に実施していきます。【→取組1(90ページ)へ】
2. 増加する放課後や休日の障害児の預かりニーズに対し、子ども達の健全な育成を図るため、指導監査や研修等を通じて適切な支援や保育を提供し、子ども達が安心して過ごせるような環境を整備します。【→取組2(91ページ)へ】

## 数値目標

### 《評価指標（方針の達成度を測る指標）》

指標名	方向性	実績 (2022)	目標 (2024)	目標 (2025)	目標 (2026)
【方針1】特別支援学級在籍児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒における個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率(%)	増加	99.6	100	100	100
【方針2】事業担当者会議及びこどもルーム指導員研修における研修等の受講割合(%) (事業担当者会議/こどもルーム)	増加	57.8 /72	60 /100	65 /100	70 /100

### 《参考指標（取組の成果や効果を測る指標）》

指標名	実績 (2022)	目標・見込		
		(2024)	(2025)	(2026)
放課後等デイサービス利用者数(人/月)	940	1,034	1,137	1,251

## 取組

### 取組Ⅰ インクルーシブ教育システムの充実

児童生徒一人一人の教育的ニーズや特性に応じた教育の充実に向け、連続性のある「多様な学びの場」の整備、支援内容の充実、教職員の適切な配置や専門性の向上等に取り組みます。そして、校内支援体制をより強化するために、指導主事等による学校等への巡回相談を行います。さらに、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を積極的に進め、相互に理解を深める教育を推進します。

事業名(担当課)	事業内容
校内支援体制(多様な学びの場)と個に応じた支援の充実 (児童生徒課)	特別支援教育コーディネーターを中心とした、校内支援体制の整備・充実を図る。また、障害のある児童生徒が、自立していくプロセスや社会参加の方法を適切な支援や指導の下で学ぶことができる環境を整備する。
個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成 (児童生徒課)	一人一人の教育的ニーズに合わせた指導・支援を行うため、障害のある児童生徒等の関係機関や指導内容等に関する情報についてまとめた計画を作成する。
教育支援員・医療的ケア看護師・個別支援教員の配置 (児童生徒課)	特別支援学級に在籍する児童生徒を始め、医療的ケアを必要とする児童生徒や不登校等、特別な支援や個別の支援を必要とする児童生徒に対する教育の充実を図るため、適切な配置を行う。
特別支援教育に関する研修及び特別支援教育コーディネーター連絡会等の開催 (児童生徒課)	児童生徒一人一人の教育的ニーズや特性に応じた教育の充実に向け、管理職及び教職員、特別支援教育コーディネーターに対し、特別支援教育に関する研修を実施する。
指導主事等による学校等への巡回相談 (児童生徒課)	校内支援体制の整備に向け、担任等に対して、担当指導主事や柏市特別支援教育巡回相談員による指導・助言を行う。
交流及び共同学習の推進 (校内及び居住地校交流) (各学校)	共生社会の実現に向けて、障害の有無にかかわらず通常の学級、特別支援学級、小中学校と特別支援学校との交流及び共同学習に取り組む。
特別支援教育就学奨励費 (学校教育課)	特別支援学級に在籍する児童生徒、及び通常学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒 <sup>38</sup> の保護者に対し、経済的負担の軽減を図るため、就学のために必要な経費の一部を援助する。
障害に配慮した教育環境の整備 (教育施設課)	障害等の有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができるよう、長寿命化改良工事等施設の改修の際は施設のバリアフリー化を進める。

<sup>38</sup> 学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒：一定の程度にある視覚や聴覚障害、肢体不自由、知的障害、病弱・身体虚弱により、支援を必要とする児童生徒のこと。

## 取組2 放課後や休日における居場所の充実

家庭の状況に応じて、放課後や休日、夏休み等の長期休暇中に、放課後等デイサービスやこどもルーム等で小・中・高校生の障害児を預かり、生活能力向上のための訓練等を提供し、子どもの自立を促進するとともに、居場所づくりに取り組みます。また、柏市自立支援協議会こども部会事業担当者会議における情報共有や、各種研修等を通じて、サービスの質の確保に取り組みます。

事業名(担当課)	事業内容
障害に配慮したこどもルームの環境整備 (学童保育課)	障害児が安心してこどもルームを利用できるよう、必要に応じて改修を行う。
事業担当者会議の運営 (柏市自立支援協議会こども部会) (障害福祉課, こども発達センター, キッズルーム)	市内指定放課後等デイサービス事業所が参加する事業担当者会議において、連携を図るための情報共有やグループワーク等の研修の実施等を通じて、支援の質の向上を図る。
こどもルーム指導員研修 (学童保育課)	障害の理解を深めるため、こどもルーム指導員への内部研修の実施と外部研修の受講を推進するほか、障害児等療育支援事業による巡回支援等、他機関との連携を促す。
《再掲》指導監査の実施 (指導監査課)	指定障害福祉サービス事業者に対して、障害児通所給付に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう、実施指導を行う。

## 施策3 切れ目のない支援体制の構築(重点)

### これまで取り組んできたこと

---

- 途切れなく適切な支援が受けられるよう、子どもの成長の記録や医療・福祉サービス等の利用に関する情報を記録・保管するライフサポートファイルの普及と活用の促進に取り組んでいます。
- 年長児の保護者から就学のための相談を、小中学校在校生から学校における支援の相談を受ける就学相談においては、2022年度に370件の相談がありました。また、小学校への引継ぎを目的とした就学移行支援計画は220件作成し、就学時の適切な引継ぎを図りました。
- 医療的ケアの支援の現場等からの意見や課題を抽出、対応を検討するため、柏市障害児等医療的ケア支援連絡会を開催しています。

### 市民が望んでいることや国・県の動向

---

- 基礎調査結果によれば、就園・就学への不安がある乳幼児期の保護者や、就労や進学への援助を希望する学齢期の保護者が多く見られます。また、卒業後にもさまざまな相談先や就労支援等を希望する保護者が5～6割程度おり、学齢期から卒業後を見据えた切れ目のない支援を希望していることがわかります。
- 同じく基礎調査結果によれば、ライフサポートファイルを使用している保護者は約1割で、ファイルを知らないと回答した保護者が約6割いました。
- 障害福祉関係団体ヒアリングでは、幼い時からの相談先が年齢で区切られた際の引継ぎや、義務教育期間後の相談支援の充実を求める意見が見られました。また、委託相談支援事業所ヒアリングでは、家庭全体を対象としたサポートにおける各機関の連携や役割分担が不明瞭との意見や、18歳以降の支援へのつなぎに難しさがあり、支援が途切れてしまうことがあるとの意見がありました。
- こども家庭庁では、障害児支援を子どもに関する政策において包括的に推進する中で、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築することが重要であるとしています。このような縦に切れ目のない支援のみならず、地域の保健、医療、障害福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携し、横に切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築に取り組んでいくことを目指しています。
- また、国では、医療的ケアが必要な子どもやさまざまな発達に課題のある子ども等について、医療、福祉、教育が連携して対応する環境整備を強化していくという方向性を示しています。



## 課題

---

1. 乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援体制が求められている一方、保護者からは乳幼児期における就園・就学の不安や、学齢期における卒後の不安など、子どもの成長による環境の変化に伴う不安が見られ、支援が途切れてしまう場合もあります。また、特に学齢期以降における相談先の不足も課題です。【→方針1へ】
2. 年齢によって、対応する部署や相談窓口が異なることや、利用可能な支援制度が変わることにより、支援のつなぎに難しさがある、支援機関間で十分に引継ぎが行われないなどの意見が見られ、支援に関わる関係機関の連携や役割分担が求められています。【→方針2へ】

## 方針

---

1. 子どもの成長に合わせて情報を連携させることで、出生から自立までの一貫した支援を行うとともに、子どものあらゆる相談に対応し、高い専門性をもって、迅速かつ的確に必要な支援を提供します。また、18歳以降の若者も引き続き社会的な自立に向けて相談や必要な支援につなげていきます。【→取組1(94ページ)へ】
2. 地域の医療機関や障害福祉サービス事業所を始め、母子保健や児童福祉、教育等の各分野の連携や協働を図り、各分野の専門性を融合・共有するとともに、必要な情報を共有できる体制を構築していきます。【→取組2(95ページ)へ】

## 数値目標

---

上記方針の達成に向けては、2026年度に開設予定の「(仮称)柏市子ども・若者総合支援センター」において、各種取組・事業を進める予定です。開設にあたって、障害福祉分野と子ども分野で連携・協力し、乳幼児期から学齢期以降まで、敷居が低く幅広い相談窓口とその後の一貫した切れ目のない支援を提供できる組織体制や運営等の検討を進めています。そのため、本施策における具体の指標設定については、新組織において検討することとします。

## 取組

### 取組Ⅰ 本人や家族を対象としたライフステージで途切れない支援

ライフステージによって支援が途切れてしまうことがないように、ライフサポートファイル<sup>39</sup>等を活用して、関係機関間で情報を共有しながら一貫した支援を提供するとともに、各種相談やペアレント・プログラムの実施により、子どもの成長に合わせた保護者へのサポートに取り組みます。また、2026年度に開設予定の「(仮称)柏市子ども・若者総合支援センター」において、ライフステージに関係なく、あらゆる相談に対応できる体制を整備します。

事業名(担当課)	事業内容
ライフサポートファイルの活用促進 (こども発達センター, 障害福祉課, 児童生徒課)	保護者には記入方法や活用方法についてサポートし,あわせて柏市自立支援協議会の連絡会等を通して支援者側に周知を図り,活用を促進する。
子育て世代包括支援センター運営事業 (地域保健課)	妊娠期から子育て期までの配慮や支援が必要な子どもや家庭に対し,切れ目のない相談・支援体制の充実のため,訪問や電話,来所相談及び適宜必要な機関につなぐ。
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援課)	子育ての孤立の防止及び負担を軽減するため,乳幼児親子が安心して集うことができる場を提供し,親子同士の交流を通じた仲間づくりや,子育て関連情報の提供,子育ての悩み相談,育児講座などを実施している。
家庭児童相談((仮称)柏市子ども・若者総合支援センターの開設) (こども支援室)	すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に,あらゆる相談に対応できる窓口と体制を構築するとともに,特に児童虐待等の困難な状況にある要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を図る。
ペアレント・プログラム (子育て支援課)	3~6歳の子どもを持つ,子育てに難しさを感じる保護者を対象に,子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を伝え,楽しく子育てしてもらうことを目的にプログラムを実施する。
教育相談 (児童生徒課)	教育支援室に臨床心理士等を配置し,原則,幼児,小学生,中学生を対象として,発達障害や不登校・進学等の子育てや教育に関する相談・発達検査等に対応する。
就学相談(就学移行支援計画) (児童生徒課)	小中学校在校生及び年長児の保護者を対象として,学校における一人一人に合った支援・就学のための相談を実施する。また,小学校への引継ぎのために就学移行支援計画を活用する。

<sup>39</sup> ライフサポートファイル:子どもの成長の記録や医療・福祉サービス等の利用に関する情報について,保護者が記録・保管し,関係機関との情報共有や,将来いろいろな制度を利用する際に活用する。

## 取組2 支援機関間の連携強化による途切れない支援

こども園・幼稚園・保育園と児童発達支援事業者、小中学校と放課後等デイサービス事業者など、子どもの支援に携わる関係機関が情報共有・連携しながら支援が行えるよう、柏市自立支援協議会こども部会を始めとした各種会議において連携強化に取り組みます。

事業名(担当課)	事業内容
柏市自立支援協議会こども部会の運営支援 (障害福祉課)	障害児や発達の気になる児童, その家族のための支援体制の整備を目的に, 支援に関わる関係者による協議等を行うこども部会の運営を支援する。
柏市幼保こ小連絡協議会の開催 (教育研究所)	幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を目指し, こども園・幼稚園・保育園等と小学校の相互理解と連携の充実を図る。
《再掲》柏市障害児等医療的ケア支援連絡会の開催 (障害福祉課)	医療的ケアを必要とする障害児者の支援体制の構築や関係機関のネットワーク化を図るために連絡会を開催する。
柏市要保護児童対策地域協議会の開催 (こども支援室)	要保護児童及び特定妊婦の経過の情報共有, 支援の評価, 支援方針の見直しを図るため, 関係部署・機関と進行管理部会を毎月開催する。また, 個別ケース検討会議も開催し, 要保護児童等の健全な発育発達につなげる。
(仮称)柏市子ども・若者総合支援センターの開設 (こども支援室)	家庭児童相談のほか, 母子保健や教育分野, また若者支援等との一体的な支援体制を構築し, 妊娠・出産期から若者の自立支援まで継続的な支援を提供し, 児童等の健全な発育発達につなげる。
《再掲》保育所等訪問支援事業 (キッズルーム)	こども園・幼稚園・保育園等に通う障害児に対して, 定期的に訪問支援員が訪問し, 集団生活に適應できるように, 専門的な支援を提供する。また, その子どもに関わる職員に対して, 関わり方等を助言する。
《再掲》障害児等療育支援事業(巡回支援) (こども発達センター)	発達の気になる子どもを抱える, こども園・幼稚園・保育園等を対象に, 公認心理師等の資格を持った巡回支援専門員が施設を訪問し, 職員に助言等を行い, 障害の理解や日々の保育等の取組に役立つよう支援する。また, 支援の一環として, 職員を対象に発達等に関する研修会も実施する。
《再掲》医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 (障害福祉課)	医療的ケア児等が必要とする保健, 医療, 福祉等の多分野にまたがる支援を調整し, 総合的かつ包括的な支援の提供につなげる。

